

愛媛県障がい者理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県障がい者理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成28年愛媛県条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(助言又はあっせんの申立ての方法等)

第2条 条例第9条第1項の規定による助言又はあっせんの申立ては、助言（あっせん）申立書（様式第1号）を知事に提出してしなければならない。

2 知事は、前項の規定による申立書の提出があったときは、これを誠実に処理し、処理の経過及び結果を申立人に通知するものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第10条第5項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第2号）とする。

(助言又はあっせんの打ち切り)

第4条 愛媛県障がい者差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、条例第9条第1項の申立てがされた事案（以下「対象事案」という。）について、助言又はあっせんによる問題の解決の見込みがないと認めるときは、助言又はあっせんに打ち切ることができる。

2 調整委員会は、前項の規定により助言又はあっせんに打ち切ったときは、対象事案の当事者その他の関係者に対し、その旨を通知するものとする。

(助言又はあっせんの報告)

第5条 調整委員会は、次に掲げるときは、知事に対し、助言又はあっせんの手続の経過及び結果を報告するものとする。

- (1) 助言又はあっせんの必要がないと認められるとき。
- (2) 対象事案の性質上、助言又はあっせんをすることが適当でないと認められるとき。
- (3) 助言又はあっせんにより対象事案についての問題が解決したと認められるとき。
- (4) その他助言又はあっせんに打ち切るとき。

(勧告の方法)

第6条 条例第12条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第3号）により行うものとする。

(公表の方法等)

第7条 条例第13条第1項の規定による公表は、愛媛県報への掲載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第13条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第13条第1項に規定する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 公表の原因となる事実

(意見を述べる機会の付与の方式)

第8条 条例第13条第2項の規定による意見の陳述は、知事が口頭であることを認めたとを除き、意見書（様式第4号）を提出してするものとする。

2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(意見を述べる機会の付与の通知の方式)

第9条 知事は、条例第13条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、意見書の提出期限(口頭により意見を述べる機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当の期間において、同条第1項に規定する者に対し、意見聴取通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(口頭による意見の陳述)

第10条 知事は、前条の規定による通知を受けた者(以下「当事者」という。)が口頭により意見を述べるときは、その指定する職員にこれを聴取させることがある。

2 当事者は、病気その他のやむを得ない理由がある場合には、知事に対し、口頭意見陳述日時等変更申出書(様式第6号)により、口頭による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 知事は、前項の規定による申出又は職権により、口頭意見陳述の日時又は場所を変更することができる。

4 知事は、前項の規定により口頭意見陳述の日時若しくは場所を変更したとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合において口頭意見陳述の日時若しくは場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を当事者に通知するものとする。

(意見書を提出しない場合等の取扱い)

第11条 当事者が提出期限までに意見書を提出せず、又は口頭意見陳述の期日に出頭しないときは、意見がなかったものとして取り扱うものとする。

(代理人の選任等)

第12条 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、意見の陳述に関する一切の行為をすることができる。

(愛媛県障がい者差別解消調整委員会の委員)

第13条 調整委員会の委員(以下「委員」という。)は、再任されることができる。

2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

3 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

(会長)

第14条 調整委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、調整委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第15条 調整委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 調整委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 調整委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(部会)

第16条 調整委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第17条 調整委員会の庶務は、保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課において処理する。

(委任)

第18条 第13条から前条までに定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、会長が調整委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係） 助言（あっせん）申立書

助言（あっせん）申立書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
申立人 氏 名
電話番号

愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成28年愛媛県条例第19号）第9条第1項の規定により、次のとおり { 助 言 }
{ あっせん } の申立てをします。

差別を受けたと され る 者	住 所	
	氏 名	
差別をした と され る 者	住所（法人その他の団体 にあっては主たる事務所 又は事業所の所在地）	
	氏名（法人その他の団体 にあってはその名称及び 代表者の氏名）	
差別の概要		
求める助言又 はあっせんの 内 容		
そ の 他		

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号（第3条関係） 身分証明書

（表）

身 分 証 明 書		第 号
写 真 貼 付	所 属	
	職 名	
	氏 名	
		年 月 日生
<p>上記の者は、愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成28年愛媛県条例第19号）第10条第5項の職員又は広域専門相談員であることを証明する。</p>		
年 月 日交付		
愛媛県知事		印

（裏）

愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（抜粋）

（助言又はあっせんの申立て）

第9条 障がい者は、自己に対する障がい理由とする差別が行われた場合において、広域専門相談員等に対する特定相談によってもなお問題が解決しないと認めるときは、知事に対し、助言又はあっせんの申立てをすることができる。

2・3 省略

（事実の調査）

第10条 知事は、前条第1項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査をするものとする。

2 省略

3 知事は、必要があると認めるときは、広域専門相談員に第1項の調査の全部又は一部を行わせることができる。

4 省略

5 第1項の調査を行う職員又は広域専門相談員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第3号（第6条関係） 勧告書

第 号
年 月 日

勧 告 書

様

愛媛県知事

印

愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成28年愛媛県条例第19号）第12条第2項の規定により、次のとおり勧告する。

勧告の内容	
勧告の原因となる事実	
注 意	正当な理由がなく勧告に従わなかったときは、愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例第13条第1項の規定により、愛媛県障がいによる差別の解消の推進に関する条例施行規則（平成28年愛媛県規則第8号）第7条第2項に掲げる事項を公表されることがあります。

様式第4号（第8条、第11条関係） 意見書

意見書	
年 月 日	
愛媛県知事	様
住所	
当事者	
氏名（名称） ㊟	
愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則（平成28年愛媛県規則第8号）第8条第1項の規定により、次のとおり意見を述べます。	
意見聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見	
備考	

注1 当事者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

2 記入欄が不足する場合は、別葉に記載して添付すること。

様式第5号（第9条、様式第4号、様式第6号関係） 意見聴取通知書
（表）

第 号 年 月 日	
意見聴取通知書	
様	
愛媛県知事 印	
次のとおり意見の聴取を行うので、愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則（平成28年愛媛県規則第8号）第9条の規定により通知する。	
予定される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成28年愛媛県条例第19号）第13条第1項
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日まで
備考	

注1 口頭により意見を述べる機会の付与を行う場合は、「備考」欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

2 記入欄が不足する場合は、別葉に記載して添付すること。

3 意見の陳述に際しての留意事項は、裏面のとおりとす。

(裏)

意見の陳述に際しての留意事項

- 1 意見書には、あなたの住所及び氏名、意見聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭により意見を述べる場合は、意見書を提出する必要はありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 提出期限までに意見書の提出がないとき、又は口頭意見陳述の期日に出頭しないときは、意見がなかったものとして取り扱います。
- 4 口頭意見陳述を行う場合において、病気その他のやむを得ない理由があるときは、口頭意見陳述日時等変更申出書により、口頭意見陳述の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の陳述に際しては、代理人を選任できますので、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の陳述に関する一切の手続を委任する旨を明示した委任状を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が口頭意見陳述の期日に出頭する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。

様式第6号（第10条、様式第5号関係） 口頭意見陳述日時等変更申出書

口 頭 意 見 陳 述 日 時 等 変 更 申 出 書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

当事者

氏 名（名 称）

㊟

愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則（平成28年愛媛県規則第8号）第10条第2項の規定により、次のとおり口頭意見陳述の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見聴取通知書の番号及び日付		第 年 月 日 号	
申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
申出の理由			

注 当事者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。